

労働者派遣事業に関わる情報

(労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供)

対象期間：令和6年12月1日～令和7年11月30日

- ① 派遣している労働者数（1日平均） 30名
- ② 派遣先の実数 19件
- ③ 労働者派遣の料金 1日（8時間当たり）の額の平均
15,057円
- ④ 派遣労働者の賃金 1日（8時間当たり）の額の平均
10,407円
- ⑤ マージン率 ※（③－④）÷③ 30.9%
- ⑥ 教育訓練に関する事項

派遣就業前教育、ビジネススキル、事務テクニカルスキル
製造テクニカルスキル、キャリア研修
(Off-JT、訓練費用負担は無償、賃金支給は有給)

⑦ 福利厚生及び各種サポートに関する情報

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険の加入
有給休暇、育児・介護休業健康保険、定期健康診断、ストレスチェック
資格取得補助制度、松阪市勤労者サービスセンターへの加入補助等

⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか 否かの別

☒ 労使協定を締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（全ての派遣労働者）

当該労使協定の有効期間の終期（令和9年3月31日）

☐ 締結していない

株式会社ジェントリー

許可番号 派24-040006